

特別対談

「企業価値担保権」が日本の融資慣行を変える転換点に ——金融機関と企業の覚悟を問う

金融庁 監督総括審議官 岡田 大 氏

(聞き手／帝国データバンク 執行役員東京支社長 坂下 和久)

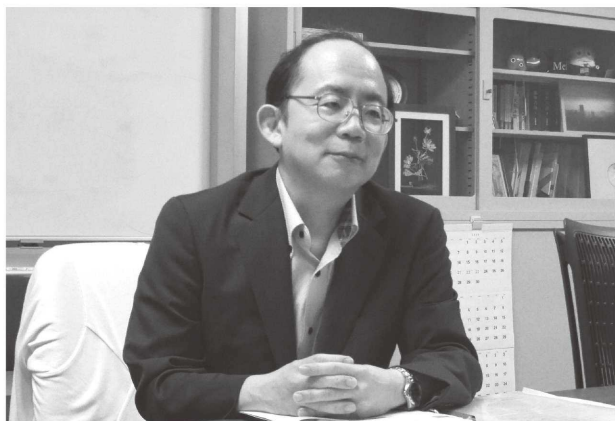
事業性融資の推進等に関する法律に基づき、企業価値担保権制度がスタートしてから3カ月余りが経過した。同制度のポイント、そして事業性融資がうまく機能するために、金融機関や企業にはどのようなことが求められるのか。金融庁の岡田大監督総括審議官にお話をうかがった。

——事業性融資推進法が施行された背景と、目指している融資のあり方について教えてください

事業性融資推進法は、借り手の事業継続や成長発展に必要な資金の調達を円滑にすることを目的としています。借り手と金融機関が、事業の強みや課題、将来の見通しを継続的に共有し、ともに企業価値の向上を目指す。そうした事業性融資を現場に根付かせていくことが、私たちの目標です。

日本の融資実務については、財務諸表などの過去の情報や不動産担保などの保全に過度に依存していると指摘されてきました。もちろん、事業性融資に熱意をもって取り組まれてきた融資担当者は数多くいらっしゃると思います。しかし、そうした取り組みが担当者個人の熱意や力量に依存し、必ずしも十分に組織的な取り組みとなっていないケースも多いのではないのでしょうか。

金融庁は、このような状況を踏まえ、事業性融資を「例外的・単発の事例」から「組織的・継続的な取り組み」へと高めていくことを目指し、さまざまな施策を進めています。



岡田大 監督総括審議官

——事業性融資がうまく機能し、組織的な取り組みとなるためのポイントは何でしょうか

事業性融資に取り組む上で重要なのは、借り手と金融機関が継続的にコミュニケーションを図り、信頼関係を構築することです。事業性融資は、融資を実行した時点で完結するものではありません。融資後も、事業計画の進捗状況や経営環境の変化を継続的に確認し、当初の見通しとの差異が生じていれば、その原因や必要な対応について、早い段階から話し合うことが重要です。

そのため、金融機関には、借り手から情報の提出を受けるだけでなく、経営者の考えに丁寧に耳を傾け、事業の将来像について対話を重ねるなかで、信頼関係を築いていくことが求められます。こうした信頼関係があってこそ、借り手にも、自社の強みだけでなく、課題やリスクについて率直に話していただけるようになると考えています。

さらに、こうした取り組みを組織的なものとす

るためには、熱意ある担当者個人の力量だけに委ねるのではなく、営業店、審査部門、事業支援部門、企画部門、経営陣がそれぞれの役割を果たし、得られた知見や経験を組織内で共有する態勢を整える必要があります。取引先の業界構造やビジネスモデルを深く理解できる専門性をもった人材を育成することも欠かせないでしょう。

——事業性融資推進法の施行により、企業価値担保権が導入されました。どのような特徴やメリットがありますか

企業価値担保権は、「担保」という名称から、不動産担保のような保全手段だと誤解されることがありますが、制度の本質はそこにはありません。企業価値担保権は、事業の将来性に基づく融資を後押しするための、新たな選択肢です。企業価値担保権の設定により、一定の範囲で他の一般債権者に優先して弁済を受ける地位が認められ、事業を継続的に支える金融機関の立場が法的に明確になります。

また、企業価値担保権付き融資では、金融機関が借り手の事業について、継続的な対話やモニタリングを行うことが期待されます。借り手にとっても、将来の資金調達や経営課題について相談しやすい関係の構築につながり、金融機関にとっても、必要な人材や知見を継続的に投入すべき取引先として位置付けやすくなります。その結果、双方が長期的な取引関係と、より緊密な信頼関係を構築しやすくなると考えています。

借り手にとっては、技術力やノウハウ、顧客基盤などの強みや、事業の成長可能性を金融機関に理解してもらうことで、資金調達の可能性が広がります。また、企業価値担保権付き融資では、粉飾などの場合を除き、経営者保証などの利用が制限されるので、経営者保証が思い切った事業展開の支障となっている場合も、有用な選択肢となります。



坂下和久 執行役員東京支社長

——担保というよりも“従来からの融資哲学を変えるもの”ということですね

従来、金融機関は「晴れている時に傘を貸し、雨になると傘を取り上げる」と言われることがありました。私たちが目指していくのは、借り手が土砂降りの雨の中に立たされるまで放置するのではなく、日頃から一緒に天気を見ながら、雨が降りそうであれば早めに対応を考え、予想外の雨に見舞われた場合にも傘を差し出せるよう、あらかじめ準備しておく関係です。企業価値担保権は、こうした継続的な対話と早期の支援を後押しするための制度でもあります。

——施行から3カ月あまり経過しました。現状をどのように見えていますか。また、金融庁として今後どのような取り組みを進めますか

企業を取り巻く環境が大きく変化するなか、事業性融資の重要性は、今後ますます高まると考えています。企業価値担保権の活用は、こうした事業性融資を後押しするための選択肢のひとつです。例えば、不動産などの有形資産をあまり持たないスタートアップやサービス業の存在感が高まっています。地域の中小企業においても、事業承継や設備投資、新分野への進出など、将来を見据えた資金需要が広がっています。地域経済を支

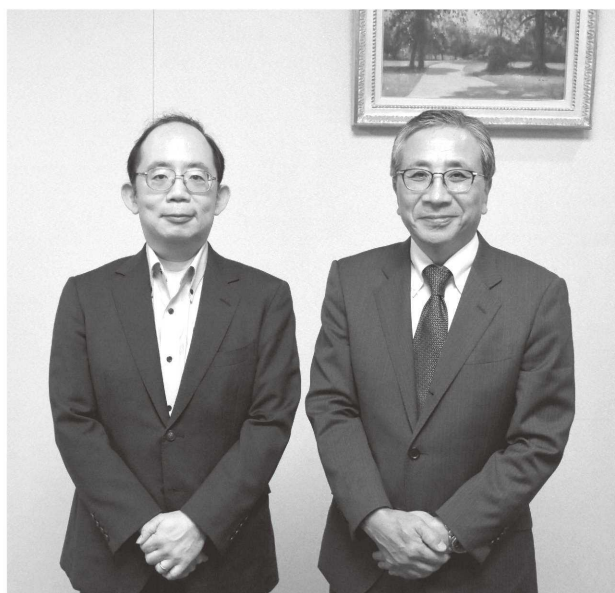
える中核企業への成長を目指し、「100億宣言」を行う企業も増えています。

また、「金利のある世界」においては、企業の金利負担や金融機関の融資判断を取り巻く環境も変化します。こうしたなかでは、過去の財務情報だけでなく、事業の将来性を理解し、その実現可能性やリスクを適切に評価した上で、必要な資金を供給することが、これまで以上に求められるでしょう。

施行後、企業価値担保権については、スタートアップへの融資や、中小・中堅企業の設備投資、事業承継、事業再生、組織再編など、さまざまな場面で具体的な活用に向けた検討が進められています。もっとも、重要なのは、施行直後の利用件数を競うことではありません。各金融機関が、自らの人材、審査や期中管理の態勢に応じて、無理のない範囲から取り組み、案件を通じて得た課題や成果を組織の知見として蓄積することです。小さく始め、深く学び、改善を重ねる。その積み重ねが、事業性融資を金融機関の現場に根付かせ、その着実な発展につながるものと考えています。

——企業経営者や金融機関の皆さまに伝えたいことは

企業経営者の皆さまには、まず、自社の事業の強みや将来像について、金融機関と率直に話し合っていただきたいと思います。企業価値担保権は選択肢のひとつにすぎませんが、検討に値する制度であろうと思います。金融機関の皆さまには、企業価値担保権を、取引先の事業をより深く理解する契機として捉えていただきたいと思います。従来の「担保」と同じ発想で捉える議論も、なお見受けられます。もちろん新しい制度ですから、当初から全てが円滑に進むとは限りません。一定の試行錯誤を前提に、現場で生じた課題や、案件を通じて得られた知見を組織内で共有し、改善を重ねていく姿勢が重要です。



——「企業価値担保権」の活用には、金融機関も考えを変え、企業とともに伴走し続けるという覚悟が必要です

そうですね。金融庁としても、現場の皆さまとともに汗をかきながら、事業性融資の着実な発展を後押ししてまいります。企業と金融機関が、従来の借り手と貸し手の関係を超え、事業をどう伸ばし、企業価値をどう高めるかをともに考える。企業価値担保権が、そうした真のパートナーシップを広げ、日本の融資慣行や金融文化をより良いものへと変えていくひとつの契機となることを期待しています。

——本日はありがとうございました

岡田 大（おかだ ひろし）氏 プロフィール

金融庁 監督総括審議官
平成5年大蔵省入省。i f o 経済研究所研究員（ミュンヘン）、外務省在ドイツ日本国二等書記官、金融庁総務企画局市場課補佐、財務省主計局主査（公共事業、内閣係、経済産業係）を経て、金融庁総務企画局政策課広報室長兼政策管理官、外務省在アメリカ合衆国日本国大使館参事官、金融庁監督局保険課長、企画市場局総務課信用制度参事官、総合政策局総合政策課長、総合政策局秘書課長、監督局参事官（地域金融担当）、政策立案総括官を歴任。2026年8月より現職。趣味はチェロの演奏。